

**令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業
（民間スポーツ施設の公共的活用推進事業）」
公 募 要 領**

1 事業名

令和5年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（民間スポーツ施設の公共的活用推進事業）」

2 事業の趣旨

地域の施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、スポーツ施設の計画的なストックマネジメントの下で、地域において誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が、なお一層求められている。

そのため、地域におけるスポーツ環境の確保、充実に向け、民間スポーツ施設※を地域のスポーツの場として公共的な役割を位置づけ、地域の実情に応じ、民間スポーツ施設を公共的観点から活用する取組を促進するために、実証実験を通じてモデル事例を構築する。

※本事業における「民間スポーツ施設」とは、以下の2つの施設を想定している。

- 1) 個人所有の町道場や球技場（以下、「町道場等」という）
- 2) 企業所有の福利厚生施設（以下「職場スポーツ施設」という）

3 事業の内容

(1) 民間スポーツ施設の公共的活用の促進に向けたモデル事業の実施

①民間スポーツ施設の公共的活用の促進に向けた取組の検討

民間スポーツ施設を対象に、施設管理者、地方公共団体、利用団体等の関係者が連携した公共的活用の促進に向けた取組について、関係者による検討会議や意見聴取等によって、公共的活用の促進に向けた取組案の具体的な検討を行う。(会議等を実施する際は、原則スポーツ庁も同席する。)

本事業における民間スポーツ施設の公共的活用の促進に向けた取組とは、民間スポーツ施設が公共的な役割（地域課題※の解決やまちづくりへの波及等）を担うものになるとともに、民間スポーツ施設の持続的な維持管理に資するものを想定している。

※地域課題として、スポーツをする場や機会が少ない、スポーツ実施率が低い、住民の体力低下・健康不振、多世代交流機会の希薄、交流人口の減少、地域経済の衰退等が考えられるが、これらに限定するものではない。

各施設における具体的な取組として、以下の内容を想定しているが、これらに限定するものではない。

(取組例)

1) 町道場等

- ・町道場等が公共的な役割を担うため、施設開放等を行い、施設の持続的な維持管理に寄与する取組（施設の貸し借り、新たなプログラムの提供（武道ツーリズム等）、異業種連携の推進等）

- ・ 地方公共団体と町道場等が協定締結や成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）等の導入により、公共的活用の促進に向けた取組（地方公共団体による一般開放、部活動の地域移行での利用、住民向けプログラムの実施等） など

2) 職場スポーツ施設

- ・ 地方公共団体と職場スポーツ施設等が協定締結や成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の導入等により一般開放を行う既存の取組における対象施設の拡大や開放方法等の改善
- ・ 地方公共団体と職場スポーツ施設が連携して地域住民向けのプログラムを提供した場合の健康状態のモニタリング など

②検討した取組の実証及び効果検証

①で検討した公共的活用の促進に向けた取組案について、一定期間、試行的な実証を行う。

なお、本事業において計上可能な経費は企画提案書の別紙1「経費計上の留意事項等」に記載されているとおり借損料等であり、恒久的な施設の整備費は対象経費としない。

また、参加者や関係者へのアンケート調査等により、取組の効果や課題を把握する。検証の結果を踏まえ、机上でのシミュレーション等により、次年度以降継続的に実施できる仕組み（収益性等）の構築を行う。取組内容の見直し、ブラッシュアップを図り、次年度以降、継続的・持続的に取組を推進することができるものとする。

なお、効果検証は、検証内容・項目等についてスポーツ庁と事前に協議を行った上で、実施すること。

(2) 報告書のとりまとめ

①進捗状況の報告や打合せの実施

本事業の推進にあたっては、進捗状況の確認のため、別添様式1（前月分の取組内容、課題、当月の取組予定等を記載（A4版1～2枚程度））にて、スポーツ庁へ進捗状況を報告する。（翌月5営業日までに提出厳守※土日祝は除く）

また、定期的にスポーツ庁との打合せを行い、取組の進捗を共有する。（事業開始時、事業期間中、事業終了時の計6回程度想定、オンライン可）

②事業報告書の作成

(1)の結果について、報告書として取りまとめ、契約期間満了日までに、スポーツ庁へ提出する。報告書の形式は、A4版・1部、電子媒体（CD-R）・1部とする。なお、提出する報告書は、令和6年3月15日（金）に一度提出し、その後、スポーツ庁と協議した上で、必要な修正を行ったものとする。

4 委託先

本事業の委託先は、地方公共団体、法人格を有する団体及び任意団体（以下「団体」という。）とする。なお、職場スポーツ施設において、団体が申請する場合、原則として、活用する施設が所在する地方公共団体の協力を得るものとする。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7 説明会の開催

令和5年11月9日（木）10時 オンライン（ZOOM 使用）。

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記載の上、申請すること。登録時に入力する個人情報、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意であるが、事業趣旨の理解促進のため、参加を推奨する。

申込締切：令和5年11月8日（水）13時（必着）

事前登録宛先：stiiki@mext.go.jp

8 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係
TEL：03-5253-4111（内線3773）
E-mail：stiiki@mext.go.jp

(2) 提出方法

①用紙サイズはA4版とし、下記（3）で示す仕様で提出すること。

②提出方法は、電子データを上記メールアドレスあてに送信する。

※送信メールの題名は【提出者名】+民間スポーツ施設の公共的活用推進事業、添付ファイル名は【提出者名】+民間スポーツ施設の公共的活用推進事業にすること。

※企画提案書の電子データはPDF形式とし、9メガバイト以下のデータ容量とする。（9メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること）

※メールにて提出後、「（1）問い合わせ先」に、電話でデータ受領確認をすること。

※電子メール送信中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

③その他

・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(3) 提出書類等

①企画提案書（別添（公）1）

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③誓約書（別紙（公）3—6）

④その他必要と思われる資料（様式自由）

(4) 提出期限

令和5年11月21日（火）17：00必着

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・期限に遅れた企画提案書は受理しない。また、期限後の資料の差し替え及び訂正は認めない。

9 事業規模（予算）及び採択数

事業規模：上限3,750千円／件

採択数：2件（町道場等1件、職場スポーツ施設1件を想定）

採択件数は、審査委員会が決定する。

契約期間：契約締結日から令和6年3月29日

10 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（地域振興担当）技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添（公）2）を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

12 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13 スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年10月30日（月）
- (2) 公募締切：令和5年11月21日（火） 17：00
- (3) 審査：令和5年12月初旬頃
選定及び委託事業実施計画書の提出
：令和5年12月初旬頃～12月中旬頃
- (4) 委託決定、契約の締結：令和5年12月中旬頃
- (5) 契約期間：契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかにスポーツ庁へ届け出ること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・委託事業実施計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む。審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。）
- ・再委託に係る事業委託経費内訳
- ・委託事業経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理费率算定根拠資料等）
- ・別紙（銀行口座情報）